

令和5年10月6日

小児科休日当番医でオンライン診療活用！

本市の小児科診療所の減少等に伴い、小児科休日当番医で空白日が発生する事から、オンライン診療を活用した休日小児科を開設します。

休日の小児科は受診者が多く、緊急性の高い患者の方の治療に支障をきたす恐れがあります。軽い症状の場合は、平日の診療時間に受診するなど、適正受診についてのご協力もお願いします。

記

1. 受付時間 10月22日（日）午前9時00分～午後4時30分
※令和6年1月21日（日）も実施予定
2. 受診方法 ①市専用オンライン診療用WEBページにアクセスし、受診申し込み

②診療開始のタイミングでショートメールが届き、ビデオ通話によるオンライン診療開始

③診療費の自己負担分はクレジットカード等で支払い
※後日子ども医療費助成申請により助成

④当日中に市内薬局で受け取り可能
3. オンライン診療のメリット
①自宅で待ち時間を気にすることなく受診可能

②診療所へ行く必要がなく、感染症などの感染リスクが少ない

担当：保健総務課 地域医療係
課長 菅原 係長 野木
電話 024-572-7602（直通）



小児科休日当番医でオンライン診療活用 ～市内小児科開業医のいま～

※休日当番医…日・祝日等の救急対応として医療機関が当番制で担当(小児科ほか6科目)

小児科開業医のいま

- ・診療所が年々減少、医師も高齢化
- ・平日診療に加え、休日当番医、夜間急病診療所も担当
- ・休日当番医は大混雑、何時間待ちも…
- ・10月から休日の小児科診療体制が縮小
- ・小児科開業医が疲弊しています

小児科休日当番医の診療所数(H25→H29→R4)

20→17→13(内科 70→70→69)

小児科休日当番医の平均受診者数

R5上期 92→今後、診療体制縮小により、
(内科の約2倍) 更に増加する見込み100人超

小児科
休日当番医の
空白日発生!

R5
10月22日(日)

R6
1月21日(日)

当番空白日は

オンライン診療で対応します

- ・スマートフォン等で申込
- ・**自宅**でオンラインによる問診、受診
- ・お薬は**市内薬局で当日受け取り**可能
- ・診療費自己負担分はクレジットカード等で支払い(子ども医療費助成の申請が必要)
- ・詳しくは市公式SNS等で周知(準備中)



適正受診で休日救急医療を守ろう！ ～平日の診療で受診できないか、もう一度考えよう～

小児科に限らず

軽い症状なら

平日の診療時間に
受診しましょう

- ・軽い症状の方が休日当番医を受診すると、緊急性が高い患者の方の
治療に支障をきたす恐れがあります
- ・休日当番医では応急的な処置が基本となります
- ・休日診療は医療費の負担が増加します



迷ったら電話相談を
利用しましょう

休日に受診を迷ったら…

- ・救急電話相談 「#7119」 毎日 24時間
- ・子ども救急相談 「#8000」 毎日 午後7時～翌朝8時

家庭で見守る力を
養いましょう

- ・家庭で子どもの受診の必要性、緊急性を判断する力を養いましょう
- ・軽度な身体の不調は自分で手当て(市販薬の活用等)

かかりつけ医を
持ちましょう

- ・健康に関する相談ができます
- ・必要な時は専門の医療機関を紹介してくれます
- ・自宅や職場の近くに見つけましょう



必要な時に必要な医療を受けられる福島市へ